

鎌倉市告示第 27 号

鎌倉市水洗便所改造等の資金助成条例（昭和46年6月17日条例第3号）第3条第1項に規定する令和8年度標準工事費を定めたので、同条例施行規則（昭和46年6月17日規則第18号）第6条の規定により告示します。

令和8年(2026年) 5月 1日

鎌倉市長 松尾 崇



- 1 くみ取り便所を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する標準工事費

880,000円

- 2 浄化槽の機能を廃止し、公共下水道に接続する標準工事費

814,000円